

公告（案）

（参加意思確認公募）

独立行政法人国際協力機構横浜センター（JICA 横浜）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA 横浜 研修業務課（045-663-3221）宛に御願います。

2021 年 9 月 28 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役
所長 中根 卓

**2021 年度-2023 年度 南アフリカ共和国国別研修
「小規模園芸農民組織強化」
にかかる参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、南アフリカ共和国から研修員として日本に招いた、または遠隔研修を通じて、小規模園芸農民の組織化に携わる人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、マスマスクエア株式会社（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

本業務は横浜市及びその近郊都市における都市型農業の実施体制を学ぶことに主眼を置いており、本研修の実施においては横浜市及びその周辺地域とのつながりを有する実施団体による研修運営が望ましいと考えています。特定者は、横浜市において長く農業部門における人材育成に取り組まれており、「食と農のプロデューサー養成講座」や農業への新規参入を志す方人材育成事業に取り組まれており、横浜市内における横浜市行政および市内の民間団体との国内リソースのネットワークを強く構築しています。また、地産地消のお弁当販売「まちなか社食」といった取り組みを通じて、農家や販売店などの民間人とのネットワークを有しています。また、JICA 横浜の課題別研修「住民主体のコミュニティ開発」（2020 年度）においては、遠隔研修に係る映像配信にも携わっており、遠隔研修の実施経験を有しています。

JICA 横浜所管地域において、小規模園芸に関する研修を企画する能力を備え、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を満たしている団体である考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1 業務内容

現段階で想定する業務内容は、別添 研修委託契約業務概要のとおり。

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2021 年度を第 1 回目として受託し、2022 年度、2023 年度についても同一案件を受託可能である者。初年度の業務実施状況に特段の問題がない限り、年度毎に業務量・価格等を見直した上で随意契約を行う予定です。（ただし、研修対象国の

状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除く)

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有するもの（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）に定める禁止行為を行っている。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認申請書の提出	提出期限	2021年10月12日(火)正午まで(郵送の場合、 期間内必着)
	提出場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 福尾)
	提出書類	参加意思確認書(様式1) 同書の2 応募要件に求められる実績等を証明 する資料(写し可)
	提出方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は 提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から 16:00まで(正午から14:00までは除く)に上記 提出場所へご持参ください。
(2) 審査結果 の通知	発送日	2021年10月19日(火)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件 無しの理由請求	請求期限	2021年10月26日(火)
	請求場所	〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA 横浜 研修業務課 (担当 福尾)
	請求方法	持参又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)する場合は 提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から 16:00まで(正午から14:00までは除く)に上記 提出場所へご持参ください。
	回答予定日	2021年11月2日(火)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (1 0) 契約保証金：免除します
- (1 1) 契約書作成の要否：契約金額により、作成しない場合もあります。
- (1 2) 契約経費：当機構が定める研修委託に係る諸経費（業務人件費、業務管理費）、その他研修実施に必要な直接費（講師謝金、資機材費等）を支払います。
- (1 3) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>) にて公開中です。
- (1 4) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大状況によっては研修の実施日程・方法については変更となる可能性があります。
- (1 5) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構公式ウェブサイト上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、公募確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、公募参加確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとしてします。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日：

当該契約の締結日とします。

④情報の提供：

契約締結日から1か月以内に、所定の様式にて必要な情報をご提供いただくこととなります。

担当部課：JICA 横浜 研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

1. 案件の概要：

(1) 研修コース名

2021 年度-2023 年度 南アフリカ共和国国別研修「小規模園芸農民組織強化」

(2) 研修の目的

【案件概要】

南アフリカ共和国(以下、南ア)では国家開発計画(NDP2030)において、農業の商業化や生産性の向上を通じた小規模農家支援強化が優先課題であると位置づけられている。また、極めて高い失業率(労働人口の約 25%)から、雇用創出の面においても農業セクター全体の更なる発展が重要であるとされており、これをつかさどる農業・土地改革・農村開発省(以下、DALRRD)および州農業省職員に対する実効性のある開発プログラムの策定及び実施促進に対する能力強化が求められている。JICA は 2016 年から 2019 年まで「小規模農園農民組織強化アドバイザー」を派遣し、SHEP アプローチを展開した。同アドバイザーにより、南ア 3 州(リンポポ州、ムプラマンガ州、クワズルナタル州)において SHEP パイロット活動が実施され、南アの農業環境に則した SHEP アプローチの基礎が築かれた。また、2019 年から 2 代目となる「小規模園芸農民組織強化アドバイザー」を派遣、2021 年 2 月に全国 9 州の行政官 19 名を対象にオンラインで実施した SHEP 研修では、SHEP アプローチの現場での実践・展開について各州の参加者から高い関心と意欲が示された。また、同年 3 月には、JICA と南ア政府共催で、英語圏アフリカ諸国を主な対象とした SHEP 国際ワークショップを実施した。これらの取組の結果、農家を含む同国農業関係者向け、SHEP アプローチ紹介セミナーが南ア農業大臣に追って主催され、同大臣より南ア全土向け SHEP アプローチの展開に対する強いコミットメントが示されるに至っている。

かかる状況下、この南アのコミットメントを後押しすべく、今後の南ア農業行政を担う行政官を対象に、上位目標「南ア政府及び省政府職員による農業分野の政策立案・計画・実施体制が強化される」の下、わが国の経験も参照しながら政策の立案・計画・実施に資する研修を行う。

特に、現地活動において念頭に置いている都市圏における需要に対する食糧供給を意識した小規模園芸農業の組織化や農業の実態を学ぶことを目的としており、中でもヨハネスブルグやプレトリア等大都市圏への対応を考慮した研修の実施が期待されている。このため、本案件では江戸時代より首都への食糧供給に関する長年の歴史と経験を有し、制度・体制を構築している横浜市及びその近郊都市における都市型農業の実施体制を学ぶことに主眼を置いている。

【研修の目標】

成果 1 で分析される課題解決のため、成果 2, 3 を踏まえアクションプラン案が作成される。

【研修で達成される成果】

成果 1 : 研修を通じ、研修員の母国における園芸作物(野菜)栽培/流通/販売システム

又はその普及体制における課題が分析され、視覚化される。

成果2：研修を通じ、「情報の非対称性」の理論と日本における実例を理解し、説明できる。

成果3：研修を通じ、農家の内発的動機（モチベーション）を高めて活動を持続させるアプローチを理解し、説明できる。

(3) 研修期間予定

	遠隔研修	本邦研修
グループA	(実施済)	2022年8月1日～8月10日(10日間)(調整中)
グループB	2022年1月31日～2月18日(2週間)	2022年9月1日～9月10日(10日間)(調整中)
グループC	2023年1月16日～2月3日(2週間)	2023年2月12日～2月21日(10日間)
グループD	2024年1月15日～2月2日(2週間)	2024年2月11日～2月20日(10日間)

(*遠隔研修：2週目はインターバル期間とし、実質2週間)

(**グループAおよびグループBの本邦研修については、22年度内での来日を前提とするも、具体的な時期については新型コロナウイルスの感染拡大状況をふまえて実施時期を調整する。)

(4) 対象となる研修員

- ・定員：グループA 19名、グループB 21名、グループC 20名、グループD 20名
- ・対象国：南アフリカ共和国
- ・対象組織：営農指導/普及を所掌する中央官公省庁及び地方政府
- ・対象者：
 - ① 研修で作成したアクションプランを実行に移す意欲と能力のあるもの。
 - ② 当該分野で3年以上の経験がある
 - ③ 大卒もしくは同等の学位保持者
 - ④ 英語能力が十分（会話、記述）な者。
 - ⑤ 心身共に健康である者。
- ・使用言語：英語

2. 研修方法

- (1) 2021年度分は本研修を実施せず遠隔研修とします。2022年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法（遠隔研修、遠隔・本邦併用研修）を協議の上決定します。（現在の実施方針については、1(3)のとおり）
- (2) 2021年度は遠隔研修での使用するため映像教材を作成して下さい。本教材は、2021年度遠隔研修および2022年度以降の本邦研修においても使用することを前提として、作成下さい。
- (3) 講義：講義内容・講師については、SHEPアプローチの骨子がありますので、骨子に

準じて、横浜市内を中心に必要な農家や農業関係者の配置および講義依頼等を想定しています。詳細については JICA 担当と協議の上、進めて頂きます。講義準備にあたっては、テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて映像教材の作成、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。

遠隔研修の場合は、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理してください。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築して下さい。

- (4) 演習・実習：SHEP アプローチに応じた骨子に従い、横浜市内を中心に必要な人員配置をして下さい。講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修における演習・実習についても、必要な演習・実習を可能とする代替手段を含めて提案願います。
- (5) 見学・研修旅行：「演習・実習」に同じ
- (6) レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

(7) 研修概要

【本邦研修】【遠隔研修】

- 1) 以下の内容の講義、視察を行う。

【遠隔研修】

SHEP アプローチのエッセンス及び横浜市の農業協同組合及び農家の取り組みについてオンライン講義及び映像教材を通じて学ぶ。

- 動画① 横浜市の取組み
- 動画② 普及センター(1)概要
- 動画③ JA●●(1)技術普及
- 動画④ ●●農園(1)普及サービスの受益
- 動画⑤ JA●●(2)新規就農支援
- 動画⑥ 新規就農
- 動画⑦ JA●●(3)流通
- 動画⑧ ●●農園(2)多様な販路
- 動画⑨ ●●農園(1)市場関連
- 動画⑩ 市場の役割
- 動画⑪ リテールの役割
- 動画⑫ ●●農園(2)レストラン
- 動画⑬ 農家から直接野菜を仕入れているレストラン
- 動画⑭ ●●農園(3)ジェンダー
- 動画⑮ 普及センター(2)モチベーション
- 動画⑯ 普及センター(3)技術指導

(※●●については、具体的な地名、企業・個人名(想定も可)をご提案ください。)

【来日研修】

遠隔研修時に映像教材で見た農業組合及び農家を訪問し、遠隔研修で得た知識についてより理解を深める。（*21年度は実施無し。22年度以降で新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑みて実施時期を調整する）

2) ドラフトアクションプラン案を作成し、発表する。

(8) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 横浜が実施するプログラム）

- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間
通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。
- ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日翌日 1 時間程度
- ③ ジェネラルオリエンテーション：来日後 1.0～1.5 日間
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済などについて、JICA においてオリエンテーションを行う。
- ④ 評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

なお、研修場所は、実習、見学・研修旅行以外は、主として、JICA 横浜での実施を想定しています。

3. 委託業務の範囲及び内容

(1) オンライン教材開発に関する業務

- ① オンライン教材作成に必要な経費の見積り及び経費処理
 - ② オンライン教材の準備（使用言語への翻訳・映像化・編集含む）・確認
- 以下の映像教材の作成を想定とする。なお、受託者からの提案を踏まえて、必要に応じて内容の追加・変更について協議を行い、最終的に決定をする。

- 動画① 横浜市の取組み
- 動画② 普及センター(1)概要
- 動画③ JA●●(1)技術普及
- 動画④ ●●農園(1)普及サービスの受益
- 動画⑤ JA●●(2)新規就農支援
- 動画⑥ 新規就農
- 動画⑦ JA●●(3)流通
- 動画⑧ ●●農園(2)多様な販路
- 動画⑨ ●●農園(1)市場関連
- 動画⑩ 市場の役割
- 動画⑪ リテールの役割
- 動画⑫ ●●農園(2)レストラン
- 動画⑬ 農家から直接野菜を仕入れているレストラン
- 動画⑭ ●●農園(3)ジェンダー
- 動画⑮ 普及センター(2)モチベーション
- 動画⑯ 普及センター(3)技術指導

(※●●については、具体的な地名、企業・個人名（想定も可）をご提案ください。)

(2) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考会への出席（課題別研修のみ対象）
- ⑥ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ コースオリエンテーションの実施
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑪ 各種発表会の実施
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価、作成指導
- ⑬ 研修員からの技術的質問への回答、理解促進
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、見学の評価
- ⑱ 上記をオンラインで実施するための業務

(3) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い（契約交渉の結果によっては、講師以外の移動の手配、支払等を含むこともあります）
- ⑨ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(4) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(5) 事後プログラムがある場合の当該活動実施に関する事項

- ① 最終化されたアクションプランとプロGRESSレポートの取り付け
- ② 帰国研修員へのフィードバック（コメント、アドバイス）

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書の提出

下記報告等を各1部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了の10営業日前まで）に提出する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 以下の電子データを含む CD-ROM
 - ① インセプションレポート
 - ② 最終化されたアクションプラン、プロGRESSレポート
 - ③ 講義資料
 - ④ 業務完了報告書及び添付資料
- (3) 経費精算報告書

6. 留意事項

本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2021 年度-2023 年度 南アフリカ共和国国別研修『小規模園芸農民組織強化』にかかる参加意思確認公募について」における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 01 年、02 年、03 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写し)を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上